⑵　ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

⑷　アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすることとした。（第四条関係）

⑸　責務

国、地方公共団体、関係事業者、国民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定することとした。（第五条～第九条関係）

⑹　ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（五月一四日～同月二〇日）を設けることとした。（第一〇条関係）

⑺　法制上の措置等

政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一一条関係）

2　ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

⑴　政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定しなければならないこととし、3⑽の調査の結果等を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととした。（第一二条関係）

⑵　都道府県は、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないこととし、3⑽の調査の結果等を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととした。（第一三条関係）

3　基本的施策

基本的施策として、次に掲げる施策を講ずるものとすることとした。（第一四条～第二三条関係）

⑴　教育の振興等
⑵　ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
⑶　医療提供体制の整備
⑷　相談支援等
⑸　社会復帰の支援
⑹　民間団体の活動に対する支援
⑺　連携協力体制の整備
⑻　人材の確保等
⑼　調査研究の推進等
⑽　実態調査

4　ギャンブル等依存症対策推進本部

⑴　ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること等を所掌するギャンブル等依存症対策推進本部を置くこととし、本部は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき等は、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならないこととした。（第二四条～第三一条関係）

⑵　本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を置くこととし、その委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから任命することとした。（第三二条及び第三三条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（金融庁）

1　総務企画局及び検査局を廃止し、総合政策局及び企画市場局を設置することとした。（第二条関係）

2　総合政策局に、秘書課、総務課、総合政策課及びリスク分析総括課並びに検査監理官一人を設置することとし、それらの所掌事務を規定することとした。（第三条、第八条～第一三条関係）

3　企画市場局に、総務課、市場課及び企業開示課を設置し、それらの所掌事務を規定することとした。（第四条、第一四条～第一七条関係）

4　総合政策局に政策立案参事官を設置し、その所掌事務を規定することとした。（第七条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、平成三〇年七月一七日から施行することとした。

―――――――――

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（総務省）

1　サイバーセキュリティ統括官を設置し、情報流通行政局の所掌事務の一部をサイバーセキュリティ統括官の職務とするとともに、同局サイバーセキュリティ課を廃止し、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官三人を置くこととした。（第二条、第一〇条、第一一条、第一五条、第七五条、第八〇条及び第百二〇条関係）

2　政策統括官を二人から一人に変更することとした。（第二条及び第一四条関係）

3　政策立案総括審議官を設置するとともに、政策評価審議官を廃止し、大臣官房に置く審議官を一三人からから一四人に変更することとした。（第一八条関係）

4　行政評価局に置く評価監視官を八人から七人に変更することとした。（第四〇条関係）

5　国際戦略局に総務課を設置し、同局国際政策課の所掌事務の一部を同局総務課に移管することとした。（第六七条、第六八条及び第七二条関係）

6　国際戦略局に置く参事官を廃止するとともに、情報流通行政局に置く参事官を二人から一人に変更することとした。（第六七条、第七五条及び第八六条関係）

7　サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官の設置期間の特例を定めることとした。（附則第二二条関係）

8　この政令は、平成三〇年七月二〇日から施行することとした。

―――――――――

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額の引き上げ、現役並み所得区分の外来特例の廃止、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等を行うこととした。

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等を行うこととした。

二　船員保険法施行令等の一部改正関係（第二条～第八条及び附則第一六条関係）

船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令について、一の改正内容に準じた改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置及び準備行為を定めることとした。（附則第二条～第一五条、第一七条及び第一八条関係）

2　この政令は、平成三〇年八月一日から施行することとした。

―――――――――